

コープの介護保険

(医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

「当社所定の要介護状態」についてのご案内

コープの介護保険「保険金をお支払いする場合」の「当社所定の要介護状態」とは、以下の要介護状態区分(A-1、A-2、B-1、B-2)のいずれかに該当した状態です。

※医師の診断によります。

お身体の状態		寝返り	歩行	入浴	排せつ	清潔・整容	衣服の着脱	問題行動
A区分	A-1 (身体機能の低下)	いずれかが「全面的な介護を要する状態」にあること		すべてが「全面的な介護を要する状態」にあること				-
	A-2 (問題行動)	-		すべてが「全面的な介護を要する状態」にあること				10項目以上該当すること
B区分	B-1 (身体機能の低下)	いずれかが「全面的な介護を要する状態」または「部分的な介護を要する状態」にあること		2つ以上が「全面的な介護を要する状態」または「部分的な介護を要する状態」にあり、そのうち1つ以上が「全面的な介護を要する状態」にあること				-
	B-2 (問題行動)	-		2つ以上が「全面的な介護を要する状態」または「部分的な介護を要する状態」にあり、そのうち1つ以上が「全面的な介護を要する状態」にあること				5項目以上該当すること

※「部分的な介護を要する状態」「全面的な介護を要する状態」「問題行動」については、裏面をご参照ください。

(例)要介護状態 A-1区分に該当する状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

- ・「寝返り」「歩行」のいずれかが、全面的な介護を要する状態にある。
- ・「入浴」「排せつ」「清潔・整容」「衣服の着脱」すべてが、全面的な介護を要する状態にある。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「寝返り」「歩行」

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右どちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度を問わず5m以上立った状態から歩くこと)	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。	杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

「入浴」「排せつ」「清潔・整容」「衣服の着脱」

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
入浴	次の①から②までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りを行うことができない。 ②自分ではまったく洗身(浴室内でスポンジや手拭いなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと)の行為を行うことができない。	次の①から②までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①1人では一般家庭用浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支えたり手を貸したり手助けをする必要がある。 ②洗身の行為において、身体の一部を洗う、石鹸を付ける等部分的に介助が必要である。
排せつ	次の①から③までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ②自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ③排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除する必要がある。	
清潔・整容	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①自分ではまったく口腔清潔(歯磨きやうがい等)の行為を行うことができない。 ②自分ではまったく洗顔の行為を行うことができない。 ③自分ではまったく整髪(髪を洗う)の行為を行うことができない。 ④自分ではまったく爪切りの行為を行うことができない。	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシにつける等部分的に介助が必要である。 ②洗顔の行為において、タオルを用意する、衣服が濡れていないかの確認等部分的に介助が必要である。 ③整髪(髪を洗う)の行為において、くしやブラシの用意等部分的に介助が必要である。 ④両手、両足の爪切りの一部は自分でやっているが、右手の爪は自分で切れない、足の爪は自分で切れない等、部分的に介助が必要である。
衣服の着脱	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①自分ではまったくボタンのかけはずしを行うことができない。 ②自分ではまったく上衣を着たり脱いだりすることができない。 ③自分ではまったくズボンやパンツを着たり脱いだりすることができない。 ④自分ではまったく靴下等を着たり脱いだりすることができない。	次の①から④までのいずれかに該当する状態をいいます。 ①ボタンのかけはずしの一部は自分でやっているが、部分的に介助が必要である。 ②上衣を着脱の一部は自分でやっているが、上衣を常に持っている、麻痺がある側の腕のみ着せる等部分的に介助が必要である。 ③ズボンやパンツの着脱の一部は自分でやっているが、最後に上までは上げる等部分的に介助が必要である。 ④靴下の着脱の一部は自分でやっているが、靴下を丸める、つま先だけははかせる等部分的に介助が必要である。

問題行動

- | | |
|---|--------------------------------|
| (1) ひどい物忘れがある。 | (2) まわりのことに関心がない。 |
| (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 | (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 |
| (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえたりすることがある。 | (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 |
| (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 | (8) 暴言や暴行を行うことがある。 |
| (9) 絶えず独話や同じ話を繰り返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。 | |
| (10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。 | (11) 助言や介護に抵抗することがある。 |
| (12) 目的もなく動き回ることがある。 | |
| (13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」と言い落ち着きがないことがある。 | |
| (14) 外出すると迷子になることがある。 | (15) 徘徊することがある。 |
| (16) むやみに物を集めることがある。 | (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 |
| (18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 | |
| (19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。 | |
| (20) 異食行為がある。 | (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 |